

お客様各位

平成30年2月1日

例年にない大雪が続き、暦の上では春とはいえ、まだまだ寒いですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成30年度税制改正
3. 働き方改革

1. 今月の事務

平成29年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2月16日から3月15日までです。

給与所得者であっても昨年末に年末調整を受けなかった人、29年中の給与収入が2000万円を超える人、一定額以上の副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

今年は、仮想通貨により20万円以上の所得を得た方は雑所得としての確定申告が必要になります。実は、仮想通貨で買い物した場合は、仮想通貨取得時と買い物時の価格差が所得とされることに注意して下さい。なお、仮想通貨は昨年末から価格が乱高下していますが、保有しているだけの含み益には課税されませんので。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたり、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被った場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の1月1日から5年間です。なお、この還付申告は確定申告と同様に扱われますので、仮に医療費控除だけを適用してしまうと、後日、過去の株式等の譲渡損失の損益通算を適用することは認められないため、必ず同時に申告する必要があることに留意して下さい。この還付申告は、2月16日より前の時期でも受け付けてもらえるため、税務署が比較的空いている時期に行くのが良く、一部の税務署は、期間中の日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行なっていますので、詳しくは、国税庁のホームページで確認してください。そして、申告書にはマイナンバーの記載が必要になることに留意して下さい。

2. 平成30年度税制改正

平成30年度税制改正について、相続税における80%軽減される小規模宅地特例等の適用制限が示されています。

相続開始前3年以内に、自分の持ち家に住んだことがない「家なき子」に該当するよう、意図的に持ち家を親族に売るケースがありましたが、改正案では、①相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する家屋に住んだことがないこと、②相続開始時に住んでいる家屋について過去に所有歴がないこと、の2つの要件が追加されることで、意図的な「家なき子」が認められなくなります。

その他、相続税の課税価格の計算上50%軽減される貸付事業用宅地に関しては、相続開始前3年以内

に貸し付けた宅地等が今後適用できなくなりますが、事業所得として認められる戸建であれば5棟、集合住宅であれば10室を保有する、いわゆる「5棟10室基準」の貸付けを3年超行っている場合には、この適用制限から除かれる方向です。

いわゆるタワーマンションを賃貸することによる節税策の封じ込めが狙いで、平成30年4月1日以降の貸付が対象とされるため、3月末までに駆け込みでの賃貸契約が増えるかもしれません。

3. 働き方改革

働き方改革について、今国会での議論が本格化しています。そして、1月下旬に厚生労働省は、働き方改革関連法案の柱である残業時間の上限規制と同一労働同一賃金の施行時期を、中小企業については大企業より1年延期する方針を示しました。

厚生労働省が昨年9月に示した法案要綱では、制度の施行時期を一律2019年4月としましたが、企業が残業時間上限規制や同一労働同一賃金を導入するためには、時間外労働などを取り決める労使協定(36協定)や就業規則を変更する必要があり、その十分な準備期間が必要であるため、同一労働同一賃金は1年延期して2020年4月からの適用としております。更に、中小企業については、それぞれ1年延期して、残業時間上限規制は2020年4月から、同一労働同一賃金は2021年4月から適用する予定です。

なお、高収入の一部専門職を労働時間規制の対象から外す「脱時間給制度」については、当初の予定通り2019年4月から適用とされています。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>